

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
泉大津市曾根町二丁目132番1ほか
（仮称）ダイレックス泉大津店
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和4年8月5日（令和4年大阪府告示第1052号）
- 3 泉大津市の意見の概要
 - (1) 駐車場及び駐輪場の収容台数について、届出の台数を確保すること。
 - (2) 駐車場の位置は、歩行者や自転車の通行の安全に配慮して設置すること。
 - (3) 周囲の現状交通量を調査し、道路交通に支障のないようにすること。
 - (4) 駐輪場について、自転車用の歩道を設け、できる限り店舗に近い場所に設置すること。
 - (5) 荷さばき施設について、来退店車両、歩行者及び自転車の通行に支障のない位置に設置するとともに、届出の面積を確保すること。
 - (6) 事故等が起こらないよう、安全で分かりやすい案内経路とすること。
 - (7) 歩行者用の歩道を設けること。
 - (8) 騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、必要な届出を行うとともに各法令を遵守すること。
 - (9) 騒音を伴う作業等について、周辺的生活環境に影響のないよう配慮すること。
 - (10) 廃棄物保管施設について、必要な容量を確保するとともに、4トンの廃棄物収集車の駐車方法に配慮し、周辺的生活環境に影響のない位置とすること。
 - (11) 事業系一般廃棄物の収集を委託する場合は、本市許可業者に委託すること。
 - (12) 防犯灯及び防犯カメラ等の設置場所について、自治会からの協力要請に対し、可能な限り協力すること。
 - (13) 屋外広告物法、大阪府屋外広告物条例を遵守すること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和4年12月23日から令和5年1月23日まで
 - (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市政策推進部地域経済課